

契約番号

注文書

下記の通り注文します。年月日

(注文者) (自筆でご署名下さい。)

(請負者)

住所
氏名
電話番号

〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町1-4-1
サンヨーリフォーム株式会社
代表取締役 寺内 義雄
TEL(06)6578-3491 FAX(06)6578-3494

工事名称	様邸 工事						
工事場所							
工事範囲	<input type="checkbox"/> 添付の見積書() <input type="checkbox"/> 設計図() のとおり <input type="checkbox"/> 下記記載のとおり						
工期	着工 年 月 日	完成 年 月 日					
請負金額	¥ (内、消費税等額 ¥)						
請負代金の支払方法	契約時	¥					
	年 月 日	¥					
	年 月 日	¥					
番号	商品名	型式	内 容	数量	単位	単 価	金 額
(計)							
消費税等							
合 計							

お受けのときは折り返し注文請書を発行して下さい。

(2020.09)

請負契約約款

第1条 (総則)

注文者および請負者は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本請負契約（以下「本契約」といいます。）を履行するものとします。

2 請負者は、注文書、注文請書（以下「本契約書」といいます。）および本約款に基づき、見積書等契約書添付書類に示された工事範囲を施工するものとします。

第2条 (工事の下請負)

請負者は、請負者の責任において工事の全部または一部を請負者の指定業者に施工させることができるものとし、注文者は、これを承諾します。

第3条 (権利義務の承諾)

注文者または請負者は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできないものとします。

第4条 (工事の着手)

注文者が請負代金の一部を金融機関等の融資を利用して支払う場合は、請負者は、当該融資の決定通知があるまでは工事に着手しないことができるものとします。

第5条 (損害の負担)

工事の完成引渡しまでに、請負者の責に帰すべき事由により本契約の目的物（以下「目的物」といいます。）について生じた損害は、請負者の負担とします。

第6条 (第三者との紛争処理)

工事の完成引渡しまでに、第三者に損害が及んだときは、注文者と請負者は、協力してその処理解決に当るものとします。

第7条 (工事の変更および追加、工期の延長ならびに請負代金額の変更)

目的物の腐朽等事前調査では予期できぬ事態が生じたとき、ならびに法令の制定または改廃・行政令の命令・物価または賃金の著しい変動等によって請負代金が適当でなくなったときは、注文者と請負者は、相手方に設計もしくは工事の変更および追加、これに伴う工事代金額の変更等を求めるができるものとし、変更額については注文者と請負者が協議して定めるものとします。

2 請負者は、工事に支障を及ぼす天災地変、天候の不良、工事の追加変更、その他請負者の責に帰すことのできない事由によって工期内に工事を完成することができないときは、注文者にその理由を通知して、工期を延長できるものとします。この場合、請負者は、工期延長に伴う損害は負担しないものとします。

3 前項の定めにより工期を延長する場合、注文者は、変更後の工期を工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならないものとします。

第8条 (検査および完成確認)

請負者は、工事を完成したときは、注文者に対し、完了検査の立ち会いを求めるものとし、注文者は、速やかにこれに応じて工事の完成を確認し、確認したときは、請負者に請負者所定の引受書を交付するものとします。

第9条 (代金の支払方法)

請負代金の支払については、原則として請負者の指定する口座への振込の方法によるものとし、現金払のときは請負者の発行する請負者所定の領収証と引換えに支払うものとします。

第10条 (金融機関ローン利用の場合)

注文者が請負者の提携する金融機関からのローン（以下「提携ローン」といいます。）の融資を受けて請負代金の支払に充てるときは、注文者は、次の各号の手続を行うものとします。

(1) 金融機関への提携ローン借入に必要な手続:

(2) 請負者または保証会社との保証委託契約の締結:

(3) 提携ローンの融資金については、請負者が直接金融機関より受領し請負代金に充当するものとします。

2 注文者が住宅金融支援機構等の公的金融機関からの融資（以下「公的融資」といいます。）を受けて請負代金の支払に充てるときは、注文者は、次の各号の手続を行うものとします。

(1) 工事の着工期日までに融資証明書を請負者に交付すること。

(2) 請負者に融資金の代理受領を委任するとともに、代理受領に必要な書類を引渡し期日までに請負者に交付すること。

3 工事の着工前に、提携ローン等公的融資の融資金の借入が不承認になったときは、請負者は、本契約を締結時にさかのばって解除することができるものとします。この場合、請負者は、既収代金からそれまでに要した費用を控除することができるものとします。

第11条 (目的物の引渡し)

請負者は、第8条の引受書の受領をもって注文者に目的物を引渡すものとします。ただし、注文者が請負者に支払うべき請負代金に残代金がある場合は、契約書記載の支払期日までに支払うものとします。

2 第8条の完了検査の結果、請負者が引受書を受領した場合には工事は完了しているものとし、第16条に定める契約不適合が軽微であるときは、請負者は、引渡後においてこれを修補することができるものとします。

第12条 (履行遅延時の違約金)

請負者の責に帰すべき事由により、定めた工期内に工事の完成ができなかったときは、注文者は、請負者に対し、遅延日数1日につき請負代金（消費税等額を除く。）の4000分の1に相当する額を違約金として請求することができるものとし、その他の損害賠償を請求することはできないものとします。

2 注文者が請負代金の支払を遅延したときは、請負者は、注文者に対し、遅延日数1日につき延滞額の4000分の1に相当する額を違約金として請求できるものとします。

第13条 (注文者の契約解除または工事の中止)

注文者は、クーリング・オフ行使期間経過後（クーリング・オフが適用されない場合は本契約締結後）工事完成までの間、請負者の損害を負担して本契約を解除できるものとします。

2 注文者は、次の各号のいずれかに該当する場合、工事を中止し、または相当の期間を定めての催告にかかるらず履行がないときは本契約を解除できるものとします。ただし、債務の不履行（第16条に定める契約不適合を含む。）が本契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるとき（目的物の仕様に関する事項その他の契約不適合をいい、目的物を除去したうえで再び工事しなければ、本契約の目的を達成することができない等、目的物の契約不適合がそれにより本契約の目的を達成することができない状況である場合以外のときをいう。）は、この限りではないものとします。

(1) 請負者が正当な理由なく工事の変更、追加等の協議に応じないとき。

(2) 請負者の責に帰すべき事由により工事が著しく遅延し、かつ目的物を完成する見込みがないと認められたとき。

(3) 請負者が第16条第1項の履行の追完を行わないとき。

(4) 請負者が本契約に違反し、契約の目的を達する見込みがないことが明らかになつたとき。

3 注文者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面をもって請負者に通知し、直ちに本契約を解除することができるも

印紙

契約番号

注文請書

下記の通り注文します

年月日

(注文者)

(請負者)

住所

〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町1-4-1

氏名

サンヨーリフォーム株式会社

電話番号

代表取締役 寺内 義雄

TEL(06)6578-3491 FAX(06)6578-3494

工事名称	様邸 工事					
工事場所						
工事範囲	<input type="checkbox"/> 添付の見積書() <input type="checkbox"/> 設計図() のとおり <input type="checkbox"/> 下記記載のとおり					
工期	着工 年月日 完成 年月日					
請負金額	¥ (内、消費税等額 ¥)					
請負代金の支払方法	契約時	¥				
	年月日	¥				
	年月日	¥				
番号	商品名	型式	内容	数量	単位	単価 金額
	(計)					
	消費税等					
	合計					

(2020.09)

請負契約約款

第1条 (総則)

注文者および請負者は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本請負契約（以下「本契約」といいます。）を履行するものとします。

2 請負者は、注文書、注文請書（以下「本契約書」といいます。）および本約款に基づき、見積書等契約書添付書類に示された工事範囲を施工するものとします。

第2条 (工事の下請負)

請負者は、請負者の責任において工事の全部または一部を請負者の指定業者に施工させることができるものとし、注文者は、これを承諾します。

第3条 (権利義務の承諾)

注文者または請負者は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできないものとします。

第4条 (工事の着手)

注文者が請負代金の一部を金融機関等の融資を利用して支払う場合は、請負者は、当該融資の決定通知があるまでは工事に着手しないことができるものとします。

第5条 (損害の負担)

工事の完成引渡しまでに、請負者の責に帰すべき事由により本契約の目的物（以下「目的物」といいます。）について生じた損害は、請負者の負担とします。

第6条 (第三者との紛争処理)

工事の完成引渡しまでに、第三者に損害が及んだときは、注文者と請負者は、協力してその処理解決に当るものとします。この損害については、その要因が請負者の責に帰すべき事由の場合、請負者の負担とします。

第7条 (工事の変更および追加、工期の延長ならびに請負代金額の変更)

目的物の腐朽等事前調査では予期できぬ事態が生じたとき、ならびに法令の制定または改廃・行政庁の命令・物価または賃金の著しい変動等によって請負代金が適当でなくなったときは、注文者と請負者は、相手方に設計もしくは工事の変更および追加、これに伴う工事代金額の変更等を求めるができるものとし、変更額については注文者と請負者が協議して定めるものとします。

2 請負者は、工事に支障を及ぼす天災地変、天候の不良、工事の追加変更、その他請負者の責に帰すことのできない事由によって工期内に工事を完成することができないときは、注文者にその理由を通知して、工期を延長できるものとします。この場合、請負者は、工期延長に伴う損害は負担しないものとします。

3 前項の定めにより工期を延長する場合、注文者は、変更後の工期を工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならないものとします。

第8条 (検査および完成確認)

請負者は、工事を完成したときは、注文者に対し、完了検査の立ち会いを求めるものとし、注文者は、速やかにこれに応じて工事の完成を確認し、確認したときは、請負者に請負者所定の引受書を交付するものとします。

第9条 (代金の支払方法)

請負代金の支払については、原則として請負者の指定する口座への振込の方法によるものとし、現金払のときは請負者の発行する請負者所定の領収証と引換えに支払うものとします。

第10条 (金融機関ローン利用の場合)

注文者が請負者の提携する金融機関からのローン（以下「提携ローン」といいます。）の融資を受けて請負代金の支払に充てるときは、注文者は、次の各号の手続を行うものとします。

(1) 金融機関への提携ローン借入に必要な手続

(2) 請負者または保証会社との保証委託契約の締結

(3) 提携ローンの融資金については、請負者が直接金融機関より受領し請負代金に充当するものとします。

2 注文者が住宅金融支援機構等の公的金融機関からの融資（以下「公的融資」といいます。）を受けて請負代金の支払に充てるときは、注文者は、次の各号の手続を行うものとします。

(1) 工事の着工日までに融資證明書を請負者に交付すること。

(2) 請負者に融資金の代理受領を委任するとともに、代理受領に必要な書類を引渡し期日までに請負者に交付すること。

3 工事の着工前に、提携ローン・公的融資の融資金の借入が不承認になったときは、請負者は、本契約を締結時にさかのぼって解除することができるものとします。この場合、請負者は、既収代金からそれまでに要した費用を控除することができるものとします。

第11条 (目的物の引渡し)

請負者は、第8条の引受書の受領をもって注文者に目的物を引渡すものとします。ただし、注文者が請負者に支払うべき請負代金に残代金がある場合は、契約書記載の支払期日までに支払うものとします。

2 第8条の完了検査の結果、請負者が引受書を受領した場合には工事は完了しているものとし、第16条に定める契約不適合が軽微であるときは、請負者は、引渡後においてこれを修補することができるものとします。

第12条 (履行遅延時の違約金)

請負者の責に帰すべき事由により、定めた工期内に工事の完成ができなかったときは、注文者は、請負者に対し、遅延日数1日につき請負代金（消費税等額を除く。）の4000分の1に相当する額を違約金として請求することができるものとし、その他の損害賠償を請求することはできないものとします。

2 注文者が請負代金の支払を遅延したときは、請負者は、注文者に対し、遅延日数1日につき延滞額の4000分の1に相当する額を違約金として請求するものとします。

第13条 (注文者の契約解除または工事の中止)

注文者は、クーリング・オフ行使期間経過後（クーリング・オフが適用されない場合は本契約締結後）工事完成までの間、請負者の損害を負担して本契約を解除できるものとします。

2 注文者は、次の各号のいずれかに該当する場合、工事を中止し、または相当の期間を定めての催告にかかるわらず履行がないときは本契約を解除できるものとします。ただし、債務の不履行（第16条に定める契約不適合を含む。）が本契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるとき（目的物の仕様に関する事項その他の契約不適合をいい、目的物を除去したうえで再び工事しなければ、本契約の目的を達成することができない等、目的物の契約不適合がそれにより本契約の目的を達成することができない状況である場合以外のときをいう。）は、この限りではないものとします。

(1) 請負者が正当な理由なく工事の変更、追加等の協議に応じないとき。

(2) 請負者の責に帰すべき事由により工事が著しく遅延し、かつ目的物を完成する見込みがないと認められたとき。

(3) 請負者が第16条第1項の履行の追完を行わないとき。

(4) 請負者が本契約に違反し、契約の目的を達する見込みがないことが明らかになったとき。

3 注文者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面をもって請負者に通知し、直ちに本契約を解除することができるも

のとします。

- (1) 請負者が本契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 引渡された目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び工事しなければ、本契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、注文者が催告をしても本契約の目的を達するのに足りる履行がされないことが明らかであるとき。

4 前二項の定めにより注文者が本契約を解除した場合、請負者は、注文者の被った損害を賠償するものとします。ただし、請負者の責に帰することができない事由による場合はこの限りではないものとします。

5 本条に定める事項が注文者の責に帰すべき事由によるものであるときは、注文者は、本契約の解除をすることができないものとします。

第14条 (請負者の契約解除) 請負者は、次の各号のいずれかに該当する場合、工事を中止し、または注文者に対する催告のうえ本契約を解除することができるものとします。なお、第3号については、催告なく直ちに解除できるものとします。

- (1) 注文者が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき。
- (2) 注文者が正当な理由なく工事の変更、追加等の協議に応じないとき。
- (3) 注文者が請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
- (4) 注文者の都合によって工事の着工もしくは続行ができず、解決の見込みがないとき。
- (5) 注文者が本契約に違反し、契約の目的を達することができないとき。

2 前項の場合、注文者は、請負者の被った損害を賠償するものとします。

第15条 (契約解除) 注文者または請負者が次の各号のいずれかに該当したとき、相手方は本契約を解除できるものとし、この場合、当該注文者または請負者は、自らの損害を請求できず、相手方の被った損害を賠償するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結していることが判明したとき。
- (3) 魁迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行ったとき。
- (4) 暴力的要請行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。

第16条 (契約不適合責任) 目的物が種類または品質に関して本契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」といいます。）は、注文者は、引渡しの日から防蟻再処理による虫害については5年間、その他については2年間、追完請求、損害賠償請求または代金減額請求をすることができるものとします。ただし、水道・電気・ガスの供給主体の定めがある場合は、その定めによるものとします。また、各付帯設備機器は、製造メーカーの定めによるものとします。

2 前項の契約不適合について、履行の追完に過分の費用を要する場合、請負者は、相当な額の損害賠償をもってこれに代えることができるものとします。

3 注文者は、契約不適合があることを知ったときから1年内に請負者に通知し、その通知をした日から1年内に具体的な契約不適合の内容および請求する損害額の算定の根拠等を示して履行の追完等を請求しないときは、前二項に定める権利は行使できないものとします。

第17条 (連帯債務) 注文者として、2名以上の連名で本契約を締結する場合、注文者は、本契約に基づいて注文者が負担する一切の債務につき、連帯して履行する責に任ずるものとします。

第18条 (領収証発行の省略) 請負代金が銀行振込み、提携ローンの実行等により支払われた場合、請負者は、領収証の発行を省略できるものとします。

第19条 (注文者の個人情報の利用目的) 請負者は、本契約締結にあたり、注文者が提供する個人情報を次の目的で利用するものとし、これ以外に利用する場合は、注文者の承諾を得るものとします。

- (1) 目的物の工事および引渡し・引渡し後のアフターサービス等本契約の約款に定めた目的を遂行するため。
- (2) アンケート調査、および請負者が発行する会報等の発送のため。

2 請負者は、取得した注文者の個人情報を請負者の各支店の管理担当部門において管理するものとし、併せて注文者が請負者へ問い合わせる場合の担当窓口とします。

第20条 (注文者の個人データを提供する第三者の範囲) 請負者が注文者の個人データを第三者へ提供する場合の第三者の範囲とその主な目的とは次のとおりとし、注文者は予め同意するものとします。

- (1) 目的物の工事に関する設計、測量事務所、請負者の指定業者・協力業者、設備機器会社
- (2) ローンの取り扱いに関する金融機関等ローン取り扱い機関
- (3) 登記手続きに関する司法書士、土地家屋調査士
- (4) 目的物引渡し後の点検・補修工事および生活支援サービス等に関する請負者の指定業者・協力業者、設備機器会社

2 請負者は、注文者の個人データを本条および次条に定める共同利用以外の目的で第三者に提供しないものとします。

第21条 (個人データの共同利用)

注文者は、注文者の個人データを請負者が請負者のグループ会社と共同で利用することについて、予め同意するものとします。

- (1) グループ会社名：サンヨーホームズ株式会社、サンヨーホームズコミュニティ株式会社、e-暮らし株式会社

- (2) 利用する個人データ：注文者の氏名、住所、電話番号、注文者へ引渡した目的物の概要

- (3) 利用目的：引渡し後のリフォーム工事および電化製品、住宅機器等新製品の紹介ならびに各種サービスをグループ会社が共同で取り組むため。

- (4) 個人データの管理者：請負者の各支店の管理担当部門

第22条 (紛争の解決)

本契約について紛争を生じたときは、請負者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第23条 (協議事項)

契約書および本約款に定めていない事項または疑義のある事項については、注文者と請負者は協議するものとします。

クーリング・オフのお知らせ

1. お客様が訪問販売でお申し込み（契約）された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面（下図参照）により無条件で申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）に発生します。ただし、次のような場合はクーリング・オフはできません。

*お客様からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合。

2. クーリング・オフを行った場合お客様は、①損害賠償または違約金の支払を請求されることはあります。②すでに引渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④権利を使用して得られた利益に相当する金額の支払を請求されることはありません。⑤土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

3. 上記クーリング・オフの行使を妨げる為に当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から改めてクーリング・オフ妨害の解消の為の書面（クーリング・オフの期限が到来していないことの書面）が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。下図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、当社あて郵送してください。（簡易書留扱いが確実です。）

郵便はがき	申込日または契約日 ○○○○年○○月○○日
サンヨーリフォーム株式会社 ○○支店 行	・リフォーム工事の内容
ご住所 ご契約者氏名 電話番号	上記日付の申込みは撤回 (または契約は解除)します。

本日、締結した契約のクーリング・オフについて、説明を受けました。

年 月 日

サンヨーリフォーム株式会社

代表取締役 寺内 義雄

お客様

営業担当者

説明者